

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月15日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市規則第6号

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に  
伴う休業補償等に関する規則の一部を改正する規則

労働者災害補償保険法の適用を受ける職員の公務災害等に伴う休業補償等に関する規則（平成20年函館市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「，同法第66条」を「または同法第66条」に改め，「または売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合」を削る。

#### 附 則

この規則は，令和6年4月1日から施行する。